平成２７年（フ）第３８号
岩手県大船渡市末崎町字高清水73番地３
債務者　細川ヨシ子
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部
平成２７年（フ）第１８７号
埼玉県東松山市松葉町４丁目８番40号、旧住所埼玉県比企郡滑川町大字羽尾3938番地11
債務者　前田　直美
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２７年（フ）第８２０号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地６－204
債務者　鈴木　茂子
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第３２０号
埼玉県春日部市大枝1013番地７
債務者　恩田　和子
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第３６７号
埼玉県春日部市藤塚1353番地１　イーストエレガンスＡ101
債務者　和田　穂波
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第７６号
千葉県旭市三川6632番地３　須田健方
債務者　鷲尾　　榮
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（フ）第８６号
千葉県東金市東金1675番地　コーポ大塚Ａ－202
債務者　小島　　力
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（フ）第８７号
千葉県山武市成東2891番地６
債務者　菊間　祐実
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（フ）第９０号
千葉県東金市北之幸谷13番地５
債務者　小平　雄司
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市鳥羽48番地12（プレジール中原201）
債務者　岡田　玲子（旧姓保田）
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２７年（フ）第７６号
山口県山陽小野田市大字有帆574番地11
債務者　吉本さおり
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２７年（フ）第１２４４号
札幌市手稲区星置１条５丁目６番３号　アーバンピア北星201号
債務者　伊藤　信一
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１２４５号
札幌市手稲区星置１条５丁目６番３号　アーバンピア北星201号
債務者　伊藤美智子
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１３０２号
札幌市中央区南６条西23丁目３番１号
債務者　菅原　政美
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１３４２号
札幌市西区西町南17丁目２番12－402号
債務者　鈴木　尚子（旧姓大田・島津）
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１３４７号
札幌市中央区南４条西15丁目１番28号　マンションノアー101、住民票上の住所札幌市豊平区平岸２条１丁目３番３号
債務者　小塚　義之
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１３９１号
札幌市北区新琴似３条13丁目２番８－106号
債務者　中山　一忠
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第６５５号
堺市西区上505番地15サンハイムカミ303号
債務者　前　佐智子（旧姓宮本）
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係